

## 長崎県被爆 80 年事業補助金実施要領

### (趣旨)

第 1 条 県は、核兵器のない世界を実現するため、次期SDGsに核兵器廃絶が位置付けられることを目指し、被爆80年の節目の年に、被爆地から国内外に向けた平和発信を強化し、核兵器廃絶を求める機運醸成や被爆者なき次代を担う平和人材育成を促進することを目的として、ノーベル平和賞の受賞団体や世界規模の大会を開催するなど世界的に著名な団体やその支援を受けた世界に対して発信力の高い団体等が、県内において行うイベント等の取組に要する経費の一部について、予算の定めるところにより、長崎県被爆80年事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第470号。以下「交付要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この実施要領の定めるところによる。

### (定義)

第 2 条 この実施要領における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 次期 SDGs 世界が抱える社会問題を包括的に解決するため、2015 年に国連で採択され2030年に期限を迎える持続可能な開発目標であるSDGs（Sustainable Development Goals）に続き、今後、国連で採択される見込みである2030年以降の次期開発目標
- (2) 県会計年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで

### (補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、次期SDGsの目標に核兵器廃絶が位置づけられることに賛同するノーベル平和賞の受賞団体や世界規模の大会を開催するなど世界的に著名な団体やその支援を受けた発信力の高い団体等とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。

- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等
- (2) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者

### (補助事業等)

第 4 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）とは、次の条件を全て満たす取組をいう。

- (1) 国内外に向けた平和発信を行う核兵器廃絶を求める機運醸成や次代を担う平和人材育成等に資するイベント等で第1条の規定によるこの補助金の趣旨に沿った取組であること
- (2) 県内で実施される取組であること
- (3) 国や市民社会に対して影響力がある人達を対象に含んだ取組であること
- (4) 県民を対象とした取組を含むこと
- (5) 延べ300名以上の参加人数が見込める取組であること
- (6) 長崎県被爆80年事業を掲げ実施される取組であること
- (7) 第5条第1項に規定する補助対象経費が100万円以上の取組であること

(補助対象経費及び補助金額等)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助事業に要する経費であって、別表1に掲げる経費のうち、知事が必要かつ相当と認めるものとする。ただし、国又は他自治体が補助、負担等する経費や消費税及び地方消費税は補助対象経費から除外する。

- 2 補助金額等は別表1に記載のとおりとする。ただし、算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 交付決定前に事業に着手したものは、原則として、補助対象としない。ただし、あらかじめ事前着手承認申請書（様式第1-1号）を知事に提出し、その承認を受けたときは、この限りではない。

(補助金の審査申込)

第6条 補助金を申請しようとする者は、補助金審査申込書（様式第1-2号）により申込を行うものとする。

- 2 審査申込書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
  - (1) 事業計画書(様式第2号)
  - (2) 収支予算書(様式第3号)
  - (3) 団体概要書(様式第4号)
  - (4) 誓約書(様式第5号)
  - (5) 団体の定款、規約、会則又はこれに代わるもの
  - (6) 団体の役員名簿
  - (7) イベント等実施要領(企画書など概要のわかるもの)
  - (8) その他知事が必要と認める書類
- 3 第1項に規定する審査申込書を提出できる時期は、令和7年4月14日までとする。

(補助金の採択決定)

第7条 知事は、前条の審査申込があったときは、その内容を審査の上、相当と認めるときは、補助金の採択を決定し、補助金採択決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

- 2 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。
- 3 知事は、審査申込の内容を審査した結果、不採択の決定をする場合は、補助金不採択決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条の採択決定通知を受けた者は、規則第4条の規定に基づき、速やかに補助金交付申請書（様式第1-3号）により申請を行うものとする。

- 2 規則第4条の規定による交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
  - (1) 事業計画書(様式第2号)
  - (2) 収支予算書(様式第3号)
  - (3) 団体概要書(様式第4号)
  - (4) 誓約書(様式第5号)
  - (5) 団体の定款、規約、会則又はこれに代わるもの
  - (6) 団体の役員名簿
  - (7) イベント等実施要領(企画書など概要のわかるもの)
  - (8) その他知事が必要と認める書類

3 第1項に規定する交付申請書を提出できる時期は、令和7年4月23日までとする。

(補助金の交付決定等)

第9条 知事は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認める時は補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

2 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

3 知事は、申請の内容を審査した結果、不交付の決定をする場合は、補助金不交付決定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(申請の取下げをできる期限)

第10条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から15日を経過した日とする。

(補助事業の実施状況報告)

第11条 規則第11条第1項に規定する状況報告は、知事が報告を求めた場合、指定する日までに補助金実施状況報告書(様式第10号)により行うものとする。

(補助事業の変更)

第12条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第11号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りではない。

(1) 補助事業の内容や経費配分の変更で、補助額の変更を伴わないもの

(2) 補助対象経費の総額が2割を超えない範囲内での増減で、補助額の変更を伴わないもの

2 知事は、前項の承認には、必要に応じ条件を附し、又はこれを変更することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第13条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助金に係る補助事業の中止(廃止)承認申請書(様式第12号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第13条第1項の規定に基づき、知事に対し、完了の日から30日を経過した日又は令和8年2月27日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければならない。

2 前項の報告時に提出する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 実績報告書(様式第13号)

(2) 事業実績書(様式第14号)

(3) 収支精算書(様式第15号)

(4) 支払証等の写し(支出が確認できるもの)

(5) 通帳の写し

(6) その他知事が必要と認める書類

3 補助事業者は、補助事業の廃止の承認を受けたときは、規則第21条の規定に基づき、実績報告を省略する。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査のうち、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第16号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第16条 補助事業者は、規則第16条の規定に基づき補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第17号)を知事に提出しなければならない。なお、交付要綱第7条第1項に規定する必要な書類は省略できるものとする。

2 補助金は概算払の方法により交付することができる。この場合において、補助金の請求をしようとする者は、概算払交付請求書(様式第18号)を知事に提出しなければならない。なお、実績報告書提出前に請求する場合は、併せて出来高(見込)調書(様式第18-2号)を提出しなければならない。

(補助金の経理)

第17条 補助事業者は、この補助事業に係る経理についての収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する県会計年度の終了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第18条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、その返還を命ずる。

(成果の公表)

第19条 知事は、補助金の交付を受けて行った事業の成果について必要があると認めるときは、公表することができるものとする。

(雑則)

第20条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この実施要領は、令和7年3月24日から施行し、令和7年度の予算に係る補助金から適用する。

別表1 補助対象経費等（第5条関係）

補助対象経費	(1) 外部から招聘する登壇者（講師やパネリスト等）の謝金及び旅費 (2) 会場使用料 (3) 広報費 (4) 通訳・翻訳費 (5) WEB配信費 (6) 消耗品費 (7) 印刷製本費 (8) レンタル費 (9) 外注費
補助金の額	補助金の額は、1 補助事業者あたり 100～250 万円とする。 なお、審査申込件数や実施内容、採択等の状況を踏まえ、予算の範囲内で知事が定める金額とする。